

石油パイプライン事業法

1. 案内情報

- 手続名 : 保安検査の申請
手続根拠 : ・ 石油パイプライン事業法第29条
 : ・ 石油パイプライン事業の事業用施設の保安に関する省令第6条第3項
手続対象者 : 石油パイプライン事業者
提出時期 : -
提出方法 : 郵送または持参
手数料 : 468,100円～事業施設の規模に応じて
添付書類・部数 : -
申請書様式 : 保安検査申請書（詳細は提出先に問い合わせのこと）
記載要領・記載例 : 提出先に問い合わせのこと

2. 窓口情報

- 提出先 : 経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課、国土交通省総合政策局
 : 貨物流通施設課、総務省消防庁危険物保安室
受付時間 : 提出先に問い合わせのこと
相談窓口 : 上記提出先

3. 手続情報

- 審査基準 : 添付書類の記載内容を総合的に勘案し、保安の確保に万全を期することができると認められる場合について、承認を行うものとする。
標準処理期間 : 2週間
不服申立方法 : 行政不服審査法の手続に基づき実施のこと